

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県知事 山口祥義

◎佐賀県条例第14号

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例の一部を改正する条例

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（平成26年佐賀県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(食品等の適正な表示の推進) <p><b>第13条</b> 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、<u>食品衛生法</u>その他の法令の規定による食品の表示が適正に行われるよう、監視及び指導を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	(食品等の適正な表示の推進) <p><b>第13条</b> 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、<u>食品表示法（平成25年法律第70号）</u>その他の法令の規定による食品の表示が適正に行われるよう、監視及び指導を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。</p>
(原産地に関する情報提供の充実) <p><b>第20条</b> 食品関連事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。）又は加工食品（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項又は第2項の規定により定められた品質に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。</p>	(原産地に関する情報提供の充実) <p><b>第20条</b> 食品関連事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。）又は加工食品（<u>食品表示法第4条第1項の規定により定められた販売の用に供する食品</u>に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。</p>
2 略 (自主回収の報告) <p><b>第23条</b> 特定事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当す</p>	2 略 (自主回収の報告) <p><b>第23条</b> 特定事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当す</p>

改正前	改正後
<p>るときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該食品等の名称、当該食品等を回収する理由その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 食品衛生法の規定に違反する食品等である場合（同法第19条第2項の規定に違反する<u>食品等</u>にあっては、規則で定めるものに限る。）</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるものに該当する場合</p> <p>2～5 略</p>	<p>るときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該食品等の名称、当該食品等を回収する理由その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 食品衛生法の規定に違反する食品等である場合（同法第19条第2項の規定に違反する<u>器具又は容器包装</u>にあっては、規則で定めるものに限る。）</p> <p>(2) <u>食品表示法第5条の規定に違反する食品又は添加物で規則で定めるものに該当する場合</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるものに該当する場合</u></p> <p>2～5 略</p>

#### 附 則

この条例は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日から施行する。